

農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱

農林水産事務次官依命通知

制定 平成20年4月1日付け19農振第1969号

最終改正 平成21年4月1日付け20農振第2334号

第1 農林水産大臣は、農地、農業用水及び農業用施設の整備・保全の推進、農山漁村地域の振興を促進する等のため、農地等整備・保全推進に要する経費及び農村振興対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

第3 別表の事業の欄に掲げる事業の予算科目は次の科目をいう。

事業	予算科目
農地等整備・保全推進事業	農地等整備・保全推進事業費補助金
農村振興対策事業	農村振興対策事業費補助金
	農村振興対策地方公共団体事業費補助金
	農村振興対策整備費補助金

第4 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表の事業の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用
- (2) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(1)から(9)までの経費の相互間の流用
- (3) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の2の事業に対応する経費のうち(1)から(17)までの経費の相互間の流用
- (4) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(2)のイからウまでの経費の相互間の流用
- (5) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(2)のイの(7)から(ウ)までの経費の相互間の流用

- (6) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(7)のアとイの経費及びアの(7)から(㉔)までと(㉕)の経費の相互間の流用
- (7) 別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(8)のアとイの経費の相互間の流用

第5 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長等（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び別記に掲げる補助事業者にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。以下同じ。））に正副2部提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないもの（事業主体に係る部分）については、この限りでない。

第6 規則第2条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度補助事業者の主たる事務所に所在地を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

第7 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第8 規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の軽微な変更の欄に掲げるとおりとする。

第9 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業の遂行状況とともに、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の12月31日現在において別記様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び別記に掲げる補助事業者にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書をもって代えることができるものとする。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、正副2部を地方農政局長等へ提出するものとする。

2 第5の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以

下同じ。)が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して地方農政局長等へ報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項により減額した場合には、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により仕入れに係る消費税等相当額報告書を作成し、速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則で定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第14 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち第12に規定する財産及び適正化法施行令第13条に規定するその他の財産については、規則に規定する期間内において、地方農政局長等の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第15 交付決定額の下限は、3,500万円とする。

ただし、交付先の選定を公募により行うもの及び地方農政局長等が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

- 2 補助事業者は、本交付要綱の補助事業に係る間接補助金の交付の決定をする場合においては、本事業の効率的かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

第16 補助事業者のうち一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合は、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付けて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月末日までに1部を農林水産大臣に提出するものとする。

別記

別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(1)、(2)、(4)、(6)、(8)及び(9)の経費により事業を実施する補助事業者

別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(3)の経費により事業を実施する補助事業者のうち都道府県土地改良事業団体連合会及び都道府県水土里情報利活用協議会以外の補助事業者

別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の1の事業に対応する経費のうち(5)の経費により戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)及び(3)のアの規定により事業実施する補助事業者

別表の経費の欄に掲げる同表の事業の欄の2の事業に対応する経費のうち(1)、(4)、(7)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)及び(16)の経費により事業を実施する補助事業者

別表（第2関係）

事業	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
2 農村振興 対策事業	<p>(1) 農村コミュニティ再生・活性化支援事業費 補助事業者が農村コミュニティ再生・活性化支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第2170号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づいて行う事業に要する次の経費</p> <p>ア 都市から農村への定住等の促進</p> <p>(7) 定住や長期滞在の促進方策策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討</p> <p>(イ) 支援体制の構築</p> <p>(ロ) PR活動の実施</p> <p>(ハ) 新規住民等による地域文化活動や農ある暮らしの実施のための体制整備</p> <p>(ニ) 新規住民の起業を促進するための体制整備</p> <p>(ホ) 企業等との連携によるSOHO的農山漁村居住体制の整備</p> <p>イ 地域産業との連携の推進</p> <p>(7) 異業種連携の推進</p> <p>(イ) 多様な主体による地域連携活動の促進</p> <p>(ロ) 人材バンクの設置・運営</p>	<p>当該補助事業に要する経費の2分の1以内</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費の流用</p> <p>経費の欄に掲げるアの(7)、(イ)、(ロ)、(ハ)及び(カ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減</p> <p>経費の欄に掲げるイの(7)、(イ)、(ロ)の経費のそれぞれについての30%を超える増減</p>	<p>事業主体の変更</p>